

押印廃止に伴う指定自立支援医療機関の各種手続きの取扱いについて

本県では、行政手続きにおける押印を原則廃止することとなりました。これに伴い、指定自立支援医療機関にかかる各種申請書や届出書への押印を廃止するとともに、必要な添付書類を見直すこととしましたので、お知らせします。

1 各種手続きの概要

申請書や届出書への押印は不要となりますが、今後、申請や届出を行って頂く際に従来の添付書類に加えて以下の書類を提出して頂くこととなります。

(1) 病院・診療所

手続き	提出書類（追加分）
新規申請	病院・診療所の開設許可通知の写し
更新申請、変更届、 辞退届、廃止届	県障害福祉課が交付した指定自立支援医療機関の指定書又は指定更新通知書の写し

(2) 薬局

手続き	提出書類（追加分）
新規申請	薬局開設許可証の写し
更新申請、変更届、 辞退届、廃止届	県障害福祉課が交付した指定自立支援医療機関の指定書又は指定更新通知書の写し

(3) 訪問看護事業者

手続き	提出書類（追加分）
新規申請	健康保険法又は介護保険法に規定する訪問看護事業者等の指定通知書の写し
更新申請、変更届、 辞退届、廃止届	県障害福祉課が交付した指定自立支援医療機関の指定書又は指定更新通知書の写し

2 適用年月日

令和3年1月1日以降に申請・届出するもの。

3 担当課

茨城県保健福祉部障害福祉課

電話番号：029-301-3368